

令和元年第8回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和元年8月26日（月）第8回鹿沼市農業委員会総会を菊沢コミュニティセンター第2会議室において開催した。

出席者委員

1番 塩 入 佳 子	2番 豊 田 道 有	3番 福 田 春 男
4番 矢 野 律 子	5番 根 本 和 男	6番 青 柳 秀 男
7番 石 川 喜 治	8番 村 上 信 吉	9番 福 田 裕
10番 廣 田 和 世	11番 江 俣 伸 一	12番 奈良部 繁 雄
13番 篠 原 和 夫	14番 鈴 木 克 男	15番 牧 島 俊 男
16番 大 森 用 子	17番 毛 塚 欣 伸	18番 益 子 裕 幸

(18名)

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒 場 久 和	農地調整係長 福 田 昌 子
	主 事 高 橋 知 生	主 事 前 澤 保 友

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 福 田 昌 子

—◇—

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午前10時00分、第8回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

7番 石川 喜治 委員、8番 村上 信吉 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回は、売買4件、贈与1件、計5件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされてい

る農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。また、番号4番の社会福祉法人が農地を取得する件については、調査書に記載の通り、農地法施行令2条1項1号ハに規定する「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省で定めるものがその権利を取得しようとする農地また採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すること」に該当するため、下限面積や農作業常時従事等、各要件が適用除外となります。
ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎豊田道有委員 1番の玉田町の件は、埼玉県に住んでいる譲渡人が遺産相続でもらった農地を売買するものです。譲受人は元農業委員で、現在は農業を一生懸命やっているようです。問題ありませんので承認をお願いします。

◎根本和男委員 2番は、引田の譲渡人から譲受人への売買です。譲受人は水稲と和牛の繁殖を行っており、牧草地とする予定だと聞いています。問題ありませんので承認をお願いします。3番は、引田の譲渡人から、2番と同じ譲受人への売買です。こちらも問題ありませんので、承認をお願いします。

◎福田裕委員 4番の下奈良部町の件は、事務局の説明のとおりで、保育の運営上必要な農地であります。園長先生の話では、子どもたちと一緒にミニトマトやキュウリ、サツマイモを栽培し、食育活動を行っているということです。問題ありませんので承認をお願いします。

◎大森用子委員 5番は、千葉県の譲渡人が相続で受け継いだ農地を、中粕尾に住んでいる姪に贈与するものです。譲受人はしっかり野菜を作っていますので、問題ありません。承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため1番から5番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（前澤主事）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、上石川における農家住宅への転用については、北と西を道路、東と南を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されませんが、集落に接続し、日常生活上必要な施設に該当します。

以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいた

します。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（石川喜治委員）去る8月20日に、私と村上委員、駒場事務局長、福田係長、前澤主事の5名で現地調査を行いました。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について現地調査の結果を報告します。1番、上石川の農家住宅への転用は、みなみ小学校から東に1kmの所です。現在住んでいる家は叔父の家で、その叔父が千葉県から帰ってくるということで、その東隣に家を建てるものです。問題ないと見てまいりました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎江俣伸一委員 1番、上石川の農家住宅への転用の件は、現地調査員の報告のとおり何の問題もないと思いますので、ご承認よろしくお願ひします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため1番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（前澤主事）議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、縦山町における駐車場への転用については、北を畑、東を宅地・道路、西と南を原野に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。また本案件はすでに駐車場として利用されていることから始末書付きとなっております。

2番、上石川における一般住宅への転用については、東と南を畑、北を道路、西を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。

3番、口栗野における一般住宅への転用については、北と南を畑、東を宅地、西を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、日常生活に必要な施設に該当します。

4番、深程における砂利採取場及び表土置場への転用については、北と南を田、東を水路、西を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。

以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（石川喜治委員）議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番、2番を私、3番、4番を村上委員が報告します。

1番は、樺山駅から北西に600mの所で、売買による駐車場への転用です。農地はすでに埋め立てられ、イベント時に駐車場として30年以上使われていたと思われます。始末書がついている案件です。2番、上石川の一般住宅への転用の件は、北犬飼中学校から西に300mの所で、周りの状況から問題ないと見てまいりました。3番からは村上委員にお願いします。

◎現地調査員（村上信吉委員）3番、口栗野における一般住宅への転用は、旧栗野中学校から西に600mの所です。スプレー菊を栽培している農家の息子さんが、使用貸借権設定により住宅を建てるもので、問題ありません。4番、深程の件は、1筆で砂利を採取し、もう1筆を表土置場とする一時転用です。清州保育園から南西に500mのところとなります。こちらにも問題ないと見てまいりました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎村上信吉委員 1番の駐車場への転用の件は、神社から道路を挟んだ反対側で、道路より1mほど盛り土されている場所です。始末書付きとなっておりますが、必要な土地ですので承認願います。

◎江俣伸一委員 2番、上石川の一般住宅への転用の件は、譲受人が譲渡人の子どもで、問題ありませんので、承認をお願いします。

◎牧島俊男委員 3番、口栗野の一般住宅への転用の件も、譲渡人が父親で、譲受人がその息子であります。農家の後継者が少ないなか、跡を継いでくれるのはめでたいことです。承認をお願いします。

◎益子裕幸委員 4番、深程の砂利採取場及び表土置場への一時転用は、現地調査員の説明のとおり、問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めた。

◎豊田道有委員 4番の砂利採取の場所は、区画整理をしてあるところだと思いますが、土地改良区などとの問題はおきませんか。

◎益子裕幸委員 土地改良区から了解はとっていますが、最近多いので、理事長とも対応を相談しているところです。農道が壊されたり、荒らされたりするので、これ以上砂利採取を広

げないように、その方法を考えています。隣接地の土地所有者が、同意をしないことが抑止につながるかなど、地域で話をしているところです。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から4番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「買受適格証明について（5条取得）」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（前澤主事）議案第4号、買受適格証明（第5条取得）についてご説明いたします。買受適格証明は、農地の競売・公売に参加するための証明になります。今回は、競売について、5条取得に係る1件の買受適格証明願が提出されました。許可ができるかどうか事前に審議し、競売において最高価買受人となった場合は、改めて審議することなく許可することになります。申請内容は花岡町での荻原勇雄さんによる住宅敷地への転用です。申請地は北と西を宅地、東と南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（村上信吉委員）議案第4号、買受適格証明第5条取得について現地調査の結果を報告します。1番、花岡町の件は、住宅の前に細長くある農地です。幅が50～60cm、東西に15mくらいで、一部にサトイモが植えてあります。この農地を通らないと、申請人は家に入りにくいような状況だと見てきました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎塩入佳子委員 1番、花岡町の件は、住宅の前にある狭い、細長い農地です。申請人は、昭和44年にここに越してきたそうですが、この農地について認識がなかったようで、側溝より少し下げたところにブロック塀をかけたそうです。ご承認よろしく申し上げます。

◎議長は、議案第4号について質問を求めたが、質問が無いので1番の証明書の交付について諮り、決定した。

◎議長は、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第5号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長

より令和元年8月9日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書6ページをご覧ください。新規の利用権設定が、1件、2筆、2,521㎡となっております。議案書7ページをご覧ください。所有権移転が2件、14筆、15,272㎡となっております。これら合計3件、16筆、面積17,793㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第5号について、質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番から3番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時45分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和元年8月26日

議 長

署名委員

署名委員
